

特記仕様書

工事番号 令和8年度 第105号

工事名 道路維持工事

工事場所 明日香村大字飛鳥 地内

第1条 本工事の施工に当たっては、下記記載の図書及び本特記仕様書によるものとする。

- (1) 土木工事共通仕様書(案)以下「共通仕様書」という。
- (2) 土木請負工事必携 以下「請負必携」という。
- (3) 土木工事施工管理基準 以下「管理基準」という。

以上は平成31年4月・・・奈良県HPで公表

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総 則

第1条 (設計図書の照査等)

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督職員に確認できる資料を書面により提出する。

また、事前に現地踏査による施工箇所の状況把握を行い、施工箇所について監督職員と協議するものとする。協議の結果、変更が生じた場合、設計変更の対象とする。

第2条 (施工計画)

受注者は、「共通仕様書」に基づき契約締結後、速やかに監督職員に提出するものとする。その際、「共通仕様書」記載(P1-21「1-1-1-32」)の交通安全管理に基づき、警備員の配置図および工事案内標識(通行規制看板含む)の配置図を必ず添付し、工事案内標識については、設置後～工事着手前迄に実際の設置状況を撮影した写真を監督職員に提出するものとする。

また、工事名・工事内容・施主等の連絡先を記した工事看板についても契約締結後速やかに予告の意味も含め工事区間の起終点に配置し、配置後、設置状況及び記載内容を確認できるよう近接で撮影した写真を監督職員に提出するものとする。

第3条 (再生資源利用「促進」(計画書)実施書)

受注者は、「請負必携」記載(5-1～5-8)の再生資源利用(計画書)実施書について、契約・変更・竣工時にすみやかに「請負必携」記載(5-5～5-8)の様式により再生資源利用の有無にかかわらず監督職員に提出するものとする。尚、再生資源利用計画書を幅広く活用するため、書類とは別に電子データを監督職員に提出すること。電子データ入力を行う際、「CREDASシステム」により入力・帳票印刷・提出ファイル作成を行うこと。

※CREDASシステムについては、インターネット上、国土交通省のホームページから無料でダウンロード可。計画・実施共入力後(竣工時)に提出ファイルを作成し電子記憶媒体(CD等)または・電子メールにて監督職員に提出すること。

第4条 (現場組織表)

本工事においては施工計画表提出時に、「請負必携」記載(2-55)に必要な事項及び写真添付の上、監督職員に提出すること。

また、提出後内容に変更・修正等があった場合は、速やかに変更版を監督職員に提出すること。尚、電子データで提出できる場合については、電子データも監督職員に提出することとする。

(提出分の印刷サイズは A3 とする)

第5条 (適正なコンクリート工事の施工)

(1) 監督職員の承諾を得ずに設計図書と異なるコンクリートを打設しないこと。

(2) コンクリート工の施工にあたっては、土木請負工事必携 28「適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項」について遵守すること。

(3) 受注者は、コンクリート圧送作業をする際には、施工状況写真(ポンプ車全景、資格証を所持した圧送施工技能士等、落下防止装置)を撮影し、監督職員に提出すること。

(4) 土木構造物に使用する標準的なコンクリートの種類は、構造物の特性に応じて発注者が定めるものであり、施工性確保のためだけのスランプ、粗骨材の最大寸法等の変更は行ってはならない。

第6条 (出来形数量の提出)

請負者は、工事の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督職員の指示した期日までに提出するものとする。

~~第7条 (交通誘導警備員の配置)~~

~~(1) 交通誘導員は「警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)一部改正:平成17年7月26日法律第87号」第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。~~

~~(2) 本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則(平成十七年十一月十八日国家公安委員会規則第二十号)に基づき交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を規制箇所毎に1名以上配置することとする。但し、発注者と所轄警察署との協議の結果、交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)以外の配置を認められた場合は、この限りではない。~~

~~(3) 受注者は、交通誘導警備業務検定合格証明証(写し)を監督職員に提出するものとする。~~

~~(4) 交通誘導員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。~~

~~(5) 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。~~

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交替要員の有無	備考
A地点	名/日	交通誘導員B:1名	昼間	無	
B地点	名/日	交通誘導員B:1名	昼間	無	

~~交通誘導員A：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員。~~

~~交通誘導員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの。~~

第8条（環境対策）

（低騒音型・超低騒音型の使用）

施工にあたっては、低騒音型・超低騒音型建設機械の指定に関する規定にもとづき指定された建設機械を使用すること。

（排出ガス対策型建設機械）

排出ガス対策型建設機械指定要領（建設大臣官房技術審議官通達、平成9年10月3日）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、請負者の都合による場合を除き、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更とする。

第9条（施工）

（新技術情報提供システム）

本工事において施工方法の指定はないが、工法の選定においては、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、「設計比較対象技術」等有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、督職員と協議すること。

（工事中の通行規制）

昼間、夜間工事については、事前に監督職員と協議すること。

（橋梁添加物、既存測量点）

工事着手前に橋梁添加物、既存測量点を調査し監督職員に報告すること。また、施工中、橋梁添加物を破損しないよう留意し、万一破損した場合は、受注者において復旧すること。

（安全関係）

- （1）構造物等の施工に於いて湧水、その他障害により通常の工法では、初期の目的を達成することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議するものとする。
- （2）工事中に於ける民生安定上または関係機関との協議の結果により、新たな作業の発生及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとする。
- （3）工事により汚濁水が発生した場合、その処理方法について監督職員と協議するものとする。
- （4）土砂運搬中の落石、土砂落下対策を行うこと。それらに要する費用は共通仮設費に含まれるものとし設計変更の対象としない。

(5) 施工箇所の第三者進入防止等の措置を行うこと。仕様等については監督員の承諾を得ること。
それらの費用は本工事費に含まれるものとする。

(水質汚濁、不法投棄)

(1) 工事実施に際しては、汚濁水、生コンクリート等の流出など起こさぬよう現場管理にあたっては細心の注意を払うこと。なお、その方法について、施工計画書に具体的に記載し、現場管理を行うものとする。

工事により汚濁水が発生した場合、その処理方法について監督職員と協議するものとする。

(2) 工事実施に際しては、法令を遵守するとともに、建設廃材、残土等の運搬については道路交通法、道路運送法、貨物自動車輸送事業法、その他関係法規を遵守すること。

(3) 施工時の留意事項：床掘及び掘削区間が連続し崩壊の危険性がある場合には、短区間の施工とする。

(4) 除草工事における安全対策：除草作業等を行う場合、受注者は、車両及び一般通行者等の交通の障害にならないよう施工するものとし、危険防止の対策を講じなければならない。

第2章 その他

第1条 (一般事項)

(建設発生土受け入れ地及び建設廃棄物処理地)

(1) 建設発生土及び産業廃棄物の処分については、入札条件により、残土処理計画書及び再生資源利用〔促進〕(計画・実施)書を監督職員に提出するものとする。

(2) 建設副産物の搬出について

本工事の施工により発生する建設副産物は下記の場所に搬出するものとして設計している。受入条件等は下記のとおりである。

ただし、やむを得ない事情等により上記によりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

なお、請負者の都合による受入場所(施設)の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県県土マネジメント部が産業廃棄物処理業者及び建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限り認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

建設副産物	受入場所(施設)	片道運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他受入条件
コンクリート塊	_____	_____	_____	
アスファルト塊	_____	_____	_____	
建設発生木材	橿原市新堂町 281-8 (有)大志	9.8 km	日祝祭日を除く 8時~17時	
建設汚泥	_____	_____	_____	

建設発生土				
-------	--	--	--	--

第2条 (コンクリートの水セメント比について)

コンクリートの水セメント比については、仕様書の数値を満足するものを使用すること。
尚、レディーミクストコンクリートの種類等により、設計規格(18-8-40等)では満足しない場合があるが、
その場合満足する呼び強度のものを使用すること。ただし、水セメント比の上限設定に伴い呼び強度を
変更する場合は設計変更の対象としないものとする。

第3条 (各種調査への協力)

村が実施する各種調査に協力すること。調査種及び調査概要は、調査対象となった場合に連絡する。

第4条 (交通安全管理)

請負者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたって、別紙「入札条件」を参考にわかりやすい工事
名を記載することとする。

第5条 (再生材の使用)

(1) 本工事施工に使用する資材において、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、積極的に
再生材を利用しなければならない。

ただし、請負者の責によるものでないやむを得ない理由により、再生材の利用が困難な場合は監督職
員と協議するものとする。

(2) 再生材の使用にあたっては、別紙1「再生材の使用に関する取り扱いについて」によるものとし
る。

(3) 請負者は、地場産業の活性化を図るため、再生資材の調達については奈良県産品の使用をより一
層努めるものとする。

(4) 再生材の使用にあたっては監督職員に試験成績書を提出するとともに、不純物の混入をなくすた
め現場にて搬入品の確認を行うものとする。

再生材の使用に関する取り扱いについて

1. 再生材の種類

(1) 再生クラッシュラン

再生クラッシュランは、所要の修正CBRと粒度が得られるように路盤発生材、再生骨材、あるいはこれらを混合し、必要に応じて補足材を加えた再生資材をいう。

(2) 再生粒度調整砕石

再生粒度調整砕石は、所要の修正CBRと粒度が得られるように路盤発生材、再生骨材、あるいはこれらを混合し、必要に応じて補足材を加えて粒度と含水比を調整した再生資材をいう。

(3) 再生コンクリート砂

再生コンクリート砂は、セメントコンクリート発生材を破砕または解砕し、所定の粒度に調整し、必要に応じて補足材を加えた再生資材をいう。

(4) 再生加熱アスファルト混合物

アスファルトコンクリート再生骨材に、必要に応じて再生用添加剤、新アスファルトや補足材を加えて製造した加熱アスファルト混合物をいい、道路舗装の表層・基層に適用する。

【用語の説明】

路盤発生材とは、舗装発生材のうち、路盤から発生する砕石、クラッシュラン、粒度調整砕石、セメント安定処理路盤材、鉄鋼スラグ等の発生材をいう。

再生骨材とは、アスファルトコンクリート再生骨材、セメントコンクリート再生骨材、路盤再生骨材の総称をいう。

アスファルトコンクリート再生骨材とは、アスファルトコンクリート発生材を破砕または解砕し、分級した骨材をいい、これには舗装発生材中のアスファルトを含む。

【注 意 事 項】

工事で発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、産業廃棄物であるとともに、再生資源としても位置づけられるものである。再利用するには、有価物にするための再生処理をおこなう必要がある。

- ① 再資源化施設で再生材として処理されたものを有償で買い取り、工事で使用する。
- ② 移動式破砕機・仮設プラント等で自ら中間処理を行い、使用目的(場所)の品質・規格に適合する有価物である再生クラッシュラン等にして使用する。

(使用にあたっては、廃棄物処理法の手続きに等に注意してください。)

※「有価物」-----他人に有償で売却できるもの

2. 適用工種

再生材	適用工種
再生クラッシュラン	舗装の下層路盤材料 土木構造物の基礎材・裏込材・埋戻材 ※ただし、アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合は、河川構造物に使用してはならない。
再生粒度調整碎石	舗装の上層路盤材料
再生コンクリート砂	電線共同溝、下水道の管路部等の基礎材
再生加熱アスファルト混合物	舗装の表層材・基層材

3. 品質基準

○再生クラッシュラン

コンクリート塊から製造した再生クラッシュランを利用するにあたって、その用途を定め、品質基準を次のように規定する。

①使用用途	下層路盤材、埋戻材、裏込材、基礎材 ※ただし、アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合は、河川構造物に使用してはならない。																																												
②粒度	<p>最大粒径は目的に応じ適宜選択するものとする。 試験方法は、JIS A 1102「骨材のふるい分け試験」に基づき行い、望ましい粒度範囲は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">粒度範囲(呼び名)</th> <th>40～0</th> <th>30～0</th> <th>20～0</th> </tr> <tr> <th colspan="2">ふるい目の開き</th> <th>(RC-40)</th> <th>(RC-30)</th> <th>(RC-20)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">通過 質量 百分 率 (%)</td> <td>5.3 mm</td> <td>100</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.75 mm</td> <td>95～100</td> <td>100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.15 mm</td> <td>—</td> <td>95～100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.65 mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>1.9 mm</td> <td>50～80</td> <td>55～85</td> <td>95～100</td> </tr> <tr> <td>1.32 mm</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>60～100</td> </tr> <tr> <td>4.75 mm</td> <td>15～40</td> <td>15～45</td> <td>20～50</td> </tr> <tr> <td>2.36 mm</td> <td>5～25</td> <td>5～30</td> <td>10～35</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。</p>		粒度範囲(呼び名)		40～0	30～0	20～0	ふるい目の開き		(RC-40)	(RC-30)	(RC-20)	通過 質量 百分 率 (%)	5.3 mm	100			3.75 mm	95～100	100		3.15 mm	—	95～100		2.65 mm	—	—	100	1.9 mm	50～80	55～85	95～100	1.32 mm	—	—	60～100	4.75 mm	15～40	15～45	20～50	2.36 mm	5～25	5～30	10～35
粒度範囲(呼び名)		40～0	30～0	20～0																																									
ふるい目の開き		(RC-40)	(RC-30)	(RC-20)																																									
通過 質量 百分 率 (%)	5.3 mm	100																																											
	3.75 mm	95～100	100																																										
	3.15 mm	—	95～100																																										
	2.65 mm	—	—	100																																									
	1.9 mm	50～80	55～85	95～100																																									
	1.32 mm	—	—	60～100																																									
	4.75 mm	15～40	15～45	20～50																																									
	2.36 mm	5～25	5～30	10～35																																									
③PI(塑性指数)	試験方法	JIS A 1205「土の液性限界・塑性限界試験」に基づく。																																											
	規格値	6以下 ただし、簡易舗装の下層路盤に使用する場合は9以下とする。																																											

④修正CBR	試験方法	舗装試験法便覧2-3-1「修正CBR試験方法」に基づく。
	規格値	20〔30〕%以上 ただし、簡易舗装の下層路盤に使用する場合は10〔20〕%以上とする。 アスファルトコンクリート再生材を含む再生クラッシュランを用いる場合は、修正CBRの基準値に〔 〕内の数値を適用する。なお、40℃でCBR試験を行う場合は通常値を満足すればよい。
⑤すり減り減量	試験方法	JIS A 1121「ロサンゼルス試験機による粗骨材のすり減り試験」〔粒度は道路用碎石S-13(13-5mm)のもの〕に基づく。
	規格値	50%以下
⑥試験成績表	再生クラッシュランを使用する場合は、上記に掲げる②～⑤に関する試験成績表を使用前に提出しなければならない。 試験成績表は、工事で使用する日から <u>6か月以内</u> の試験成績表を有効と見なす。	

○再生粒度調整碎石

コンクリート塊から製造した再生粒度調整碎石を利用するにあたって、その用途を定め、品質基準を次のように規定する。

①使用用途	上層路盤材				
②粒度	最大粒径は目的に応じ適宜選択するものとする。 試験方法は、JIS A 1102「骨材のふるい分け試験」に基づき行い、望ましい粒度範囲は下表のとおりとする。				
	粒度範囲(呼び名)		40～0	30～0	20～0
	ふるい目の開き		(RM-40)	(RM-30)	(RM-25)
	通過 質量 百分 率 (%)	53 mm	100		
		37.5 mm	95～100	100	
		31.5 mm	—	95～100	100
		26.5 mm	—	—	95～100
		19 mm	60～90	60～90	—
		13.2 mm	—	—	55～85
		4.75 mm	30～65	30～65	30～65
2.36 mm		20～50	20～50	20～50	
425 μm		10～30	10～30	10～30	
75 μm	2～10	2～10	2～10		
〔注〕再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。					
③PI(塑性指数)	試験方法	JIS A 1205「土の液性限界・塑性限界試験」に基づく。			
	規格値	4以下			

④修正CBR	試験方法	舗装試験法便覧2-3-1「修正CBR試験方法」に基づく。
	規格値	80〔90〕%以上 ただし、簡易舗装の下層路盤に使用する場合は60〔70〕%以上とする。 アスファルトコンクリート再生材を含む再生粒度調整碎石を用いる場合は、修正CBRの基準値に〔 〕内の数値を適用する。 なお、40℃でCBR試験を行う場合は通常の値を満足すればよい。
⑤すり減り減量	試験方法	JIS A 1121「ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験」〔粒度は道路用碎石S-13(13-5mm)のもの〕に基づく。
	規格値	50%以下
⑥骨材の安定性	試験方法	JIS A 1122「硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験」に基づく。
	規格値	20%以下
⑦試験成績表	再生粒度調整碎石を使用する場合は、上記に掲げる②～⑥に関する試験成績表を使用前に提出しなければならない。 試験成績表は、工事で使用する日から <u>6か月以内</u> の試験成績表を有効と見なす。	

○再生コンクリート砂

セメントコンクリート塊から製造した再生コンクリート砂を基礎材に利用するにあたって、その用途を定め、品質基準を次のように規定する。

①使用用途	電線共同溝における管路及びます部の基礎材 下水道における管路の基礎材		
②粒度	試験方法は、JIS A 1102「骨材のふるい分け試験」に基づき行い、最大粒径及び細粒分（75μm以下）は以下のとおりとする。		
	用 途	最大粒径	細粒分
	電線共同溝における管路及び ます部の基礎材	10mm以下	50%未満
	下水道における管路部の基礎 材	10mm以下	10%以下
③不純物量の制限	ゴミや有機性不純物は含んではならない。		

④六価クロム溶出試験	<p>平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合していなければならない。</p> <p>各工事で1購入先当たり1検体の六価クロム溶出試験を行い、環境基準に適合することを確認しなければならない。その試験には、使用する再生砂を直接採取した試料を用い、試験を行うものとする。</p>
⑤試験成績表	<p>再生コンクリート砂を使用する場合は、上記に掲げる②～④に関する試験成績表を使用前に提出しなければならない。</p> <p>試験成績表は、工事で使用する日から<u>6か月以内</u>の試験成績表を有効と見なす。</p> <p>六価クロム溶出試験は、プラントから提出される試験成績表と現場で採取した試料の試験成績表を提出しなければならない。</p>

○再生加熱アスファルト混合物

再生加熱アスファルト混合物の配合設計は、舗装再生便覧 平成16年2月（社団法人日本道路協会）に基づくものとする。